

前 金	部分払い
☒ 有 ☐ 無	5 回

令和 6 年度 下施雨ポ補継第1号

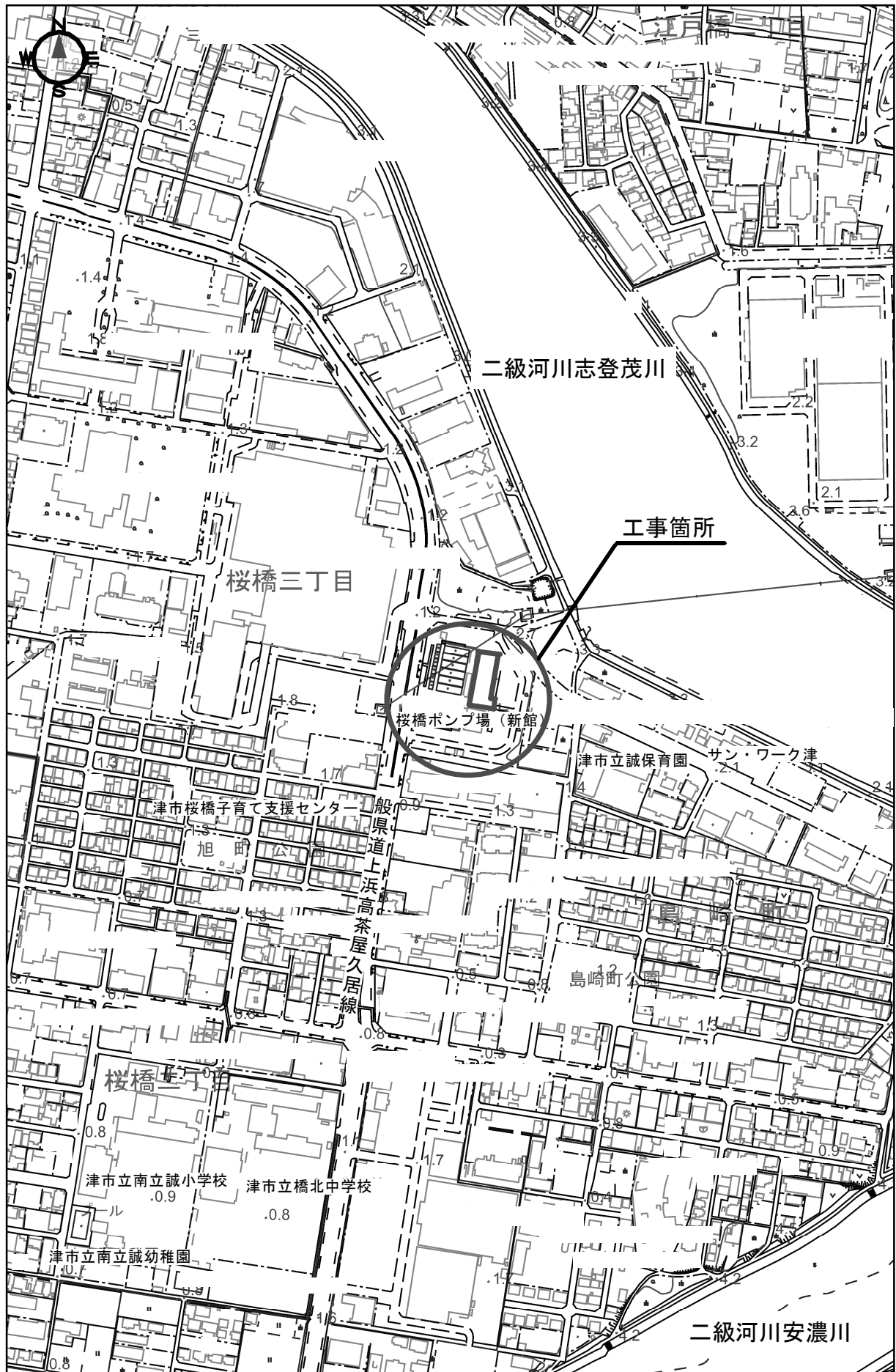
桜橋ポンプ場(新館)ポンプ設備(No.1雨水ポンプ等)改築工事 設計書

津市上下水道事業局
下 水 道 施 設 課

令和 6 年度	下施雨ポ補継第1号	工 事 設 計 書	上下水道事業 管 理 者	
			局 長	
工 事 名	桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備（No.1雨水ポンプ等）改築工事		局 次 長	
			課 長	
施 工 場 所	津市 桜橋三丁目 地内		検 算 者	
設 計 金 額	¥ — (内消費税等相当額 円)		調 整 ・ 担 当 主 幹	
			担 副 主 幹	
工 期	令和8年6月1日限り		主 担 査 当	
工 事 の 大 要			設 計 者	
No.1雨水ポンプ設備改築 No.1雨水ポンプ（2，000mm） No.1雨水ポンプ用減速機 一式 1 台 1 台				

位置図

令和6年度下施雨水補継第1号
桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備
（No.1雨水ポンプ等）改築工事



0 200m
1:5,000

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	———	———	
	機器費			1	式	———		明細表第1号のとおり
		直接工事費						
			輸送費	1	式	———		
			材料費	1	式	———		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	———		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	———		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	———		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	———		明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費						
			共通仮設費	1	式	———		明細表第7号のとおり
			現場管理費	1	式	———		
			据付間接費	1	式	———		
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						
		設計技術費		1	式	———		

内 訳 表

[illegible]

明 細 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	———	———	
	No.1雨水ポンプ		立軸斜流 口径2000mm	1	台			
	No.1雨水ポンプ用 減速機		減速比1:4	1	台			
	冷却水ポンプ		口径150mm 22kW	2	台			
	燃料移送ポンプ		口径25mm 1.5kW	2	台			
	燃料小出槽		SS400 975L	2	基			
	天井クレーン用 駆動装置 (横行用)		減速比1:29 1.5kW	1	式	———		
	天井クレーン用 駆動装置 (走行用)		減速比1:11 3.7kW	1	式	———		
	A系統補助継電器盤改造			1	式	———		
	No.1雨水ポンプ盤改造			1	式	———		
	シーケンスコントロール盤1改造			1	式	———		
	計 (機器費)							

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	———	———	
	直接材料費			1	式	———	———	
	ルーズフランジ短管	FC250	両フランジ式 2000A ×L1288	1	本			
	鋼管	SGPW-EG	125A 冷却水配管	9.3	m			
	小配管付属材料費 (鋼管)	(管継手、接合材料、 支持材料含む)		1	式	———		
	ステンレス鋼管	SUS304 Sch20S	80A 冷却水配管	12.7	m			
	小配管付属材料費 (ステンレス鋼管)	(管継手、接合材料、 支持材料含む)		1	式	———		
	仕切弁	SUS	ゲート式 80A JIS10K	3	個			
	仕切弁	SUS	電動ゲート式 80A JIS10K	1	個			
	小計 (直接材料費)							
	補助材料費			1	式	———		
	小計 (補助材料費)							
	計 (材料費)							

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	普通作業員				人			
	設備機械工				人			
	配管工				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	——	——	
	機械設備据付工				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

第 4 号

9

第 5 号

10

第 6 号

11

第 7 号

12

第 8 号

13

第 1 号

14

第 2 号

15

令和 6 年度下施雨ポ補継第 1 号

桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備（No.1 雨水ポンプ等）
改築工事

仕 様 書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については、三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を充分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び企画等を遵守することとし、下記に示す関係法令、基準、規格等については特に留意すること。

- （１） 労働安全衛生法
 - （２） 消防法
 - （３） 建設リサイクル法
 - （４） 電気事業法
 - （５） 内線規定
 - （６） 建築基準法
 - （７） 日本産業規格（JIS）
 - （８） 電気規格調査会規格（JEC）
 - （９） 日本電機工業会規格（JEM）
 - （10） （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
 - （11） （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - （12） 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
 - （13） 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
 - （14） その他関係法令、条例及び規格、日本下水道事業団発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議し決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

（１） 騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要

領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等主みなすものとする。

- (2) 地下水のかん養(雨水浸透等)
- (3) 建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)
- (4) 廃棄物の適正な処分
- (5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本主事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てA4版とする。

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもと

に省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 材料製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成時写真(同一アングルにて撮影のこと)
- イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く)
- ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真管理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工監理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

(1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

(1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第 2 章 工事施工

1 工事概要

本工事は、桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備内のNo.1雨水ポンプ等を更新し、経年劣化により機能低下しているポンプ設備の機能回復を図ることを目的とするものである。

なお、撤去品はスクラップ又は適正に廃棄物処分を行うものとする。

2 工事範囲

- (1) No.1雨水ポンプ
- (2) No.1雨水ポンプ用減速機
- (3) 冷却水ポンプ
- (4) 燃料移送ポンプ
- (5) 燃料小出槽
- (6) 上記に伴う配管
- (7) 天井クレーン用駆動装置（走行用）
- (8) 天井クレーン用駆動装置（横行用）
- (9) ルーズフランジ短管
- (10) A系統補助継電器盤改造
- (11) No.1雨水ポンプ盤改造
- (12) シーケンスコントロール盤 1 改造
- (13) 上記に記載する各機器の計画、設計、製作、工場試験、輸送、据付、及び試運転
- (14) 上記に伴う搬入・搬出用仮設

第1節 No.1 雨水ポンプ

1 使用目的

本ポンプはスクリーンを通過し、砂等を除去した雨水を揚水するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	2床式立軸斜流ポンプ	
(2) ポンプ口径	2000 mm	
(3) 吐出量	547 m ³ /min	
(4) 全揚程	7.5 m	
(5) ポンプ効率	86 %以上	
(6) 原動機出力	1030 kW	
(7) 回転速度	約 190 min ⁻¹	
(8) コラム長さ	約 6.95 m	スラブ面から 吸込口まで
(9) 水中軸受	セラミックス軸受	
(10) 流量制御	無	
(11) ポンプ推力	減速機架台受け	
(12) 軸封装置	無注水シール	
(13) 台数	1 台	

3 構造概要

- (1) 本ポンプは、雨水を排水するもので、ポンプ床下部及び吐出しケーシングより構成され、連続運転に耐える堅ろうな構造とすること。
- (2) ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

4 製作条件

- (1) 流入水はスクリーンを通過し、砂等を除去した雨水とする。
- (2) ポンプの運転は、起動時締め切り運転が可能であること。
- (3) 既設天井クレーンを流用するため、ポンプ据付時の最大吊り質量は 35t 以下とする。

5 各部の構造

(1) 駆動装置

ア 動力伝達系に設ける軸継手の構造については、本設備に最も適合したもので振動、偏心、ねじれに十分耐え、かつ原動機への伝播を緩衝する構造とする。

連結軸は、回転速度、トルクを十分考慮した安全なものとする。

イ 連結軸および軸継手には安全カバー、または安全柵等を付けること。カバーは、内部の状態を確認出来て取外し容易な構造とすること。

(2) ポンプ床下部

ア ケーシング

(ア) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。

(イ) 吊下げ管は、分解、組立に便利のように適当に分割し、フランジ接続とすること。

また、吐出しケーシングと一体のフランジを設け、円形のフランジ形固定ベースに取付ける構造とすること。

(ウ) ケーシングと羽根車との摺動部に摩耗の際、簡単に取替えられる構造のライナを取付けること。

(エ) グランド部および必要により設けられる各部軸受部の点検に便利のように点検台等を設けること。

イ 羽根車

(ア) 羽根車は良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。

なお、羽根車の形式はオープン形として、極力羽根数を少なくし平衡を十分とると共に羽根車の表面を滑らかに仕上げること。

ウ 主 軸

(ア) 主軸は伝達トルクおよび捻じり振動に対しても十分な強度を有すること。

(イ) 水中軸受部は耐摩耗性を有する十分な厚さの軸スリーブを装着し、摩耗、腐食した時はその部分のみ容易に取替えられる構造とすること。

(ウ) 軸継手は分解、組立が容易であり、十分釣り合いのとれたものとし、適切な軸継手を使用すること。

エ 軸 受

(ア) 水中軸受はセラミックス軸受とし、外部注水を不要とする。

(イ) 水中軸受は長時間の連続運転に耐えるものとする。

オ 吐出しケーシング部

(ア) 軸封部は無注水シールとし、摩耗した際はその部分のみ取り替えられる

構造とすること。また排水部は全て太いドレンパイプを取付けること。

カ 架 台

- (ア) 減速機架台は鋼製品とし、原動機床面に設けて減速機の質量に加え、ポンプ回転体荷重及びスラスト荷重を支持すること。また、架台の空間部は、取り外し可能な蓋（チェッカープレート）を設け、蓋の取付部は、山形鋼にてコンクリート部と十分密着するように施工すること。

キ フランジ

- (ア) 吐出し側フランジ寸法は、JIS B 2064 (7.5K)に準ずること。

6 使用材質

使用材質は次による。

項 目	仕 様
吐出ケーシング	FC250
吐 出 ボ ウ ル	FC250
吊 下 げ 管	FC250
吸込ベルマウス	FC250
羽 根 車	SCS13
ラ イ ナ	SUS304, SUS403, SCS1 又は SCS13
主 軸	SUS403
中 間 軸	炭素鋼（減速機用カップリング含）
水 中 軸 受	セラミックス
水中軸受部スリーブ	超硬合金

7 保護装置

(1) その他の保護装置

中間軸、原動機架台の周辺の危険箇所には安全対策を考慮するとともに点検等に便利な構造とする。

8 試験及び検査

本ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

吐出量、揚程については、JIS B 8301 判定基準による能力とする。なお、特記仕様書で指示するポンプ効率、規定回転数・規定全揚程における表示であり、これを下回ってはならない。

9 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

10 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行い、据付に必要なはつりや基礎工は本工事に含むものとする。

11 標準付属品

(1)	連結軸および軸継手	1組
(2)	減速機架台	1組
(3)	基礎ボルト、ナット	1式
(4)	軸継手ガード	1式
(5)	連成計（隔膜式）	1個
(6)	自動空気抜弁	1個
(7)	軸受温度計（指示、接点付）	1個

12 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
- (2) 既設重量（ポンプ本体）57.17t とする。
- (3) 既設原動機での更新 No.1 雨水ポンプ始動の保証について
本ポンプ駆動用原動機は既設機関流用である。本工事において No.1 雨水ポンプ用減速機の型式が流体継手付き直交軸から油圧クラッチ付き減速機に更新されるため製作に先立ち始動特性の確認を行い確実な始動を保証すること。
- (4) ねじり振動検討書の提出および既設機関の改造
本工事の落札者は契約後速やかに更新する No.1 雨水ポンプ、No.1 雨水ポンプ用減速機および既設 No.1 雨水ポンプ用ディーゼル機関のねじり振動検討書を提示し、改造が必要な場合、別途協議とする。
- (5) 既設 No.1 雨水ポンプ用ディーゼル機関の概略仕様
製作者 : ヤンマーパワーテクノロジー株式会社
型番 : 6EY26LW
定格出力 : 1030kW
回転速度 : 720min⁻¹

第2節 No.1 雨水ポンプ用減速機

1 使用目的

傘歯車減速機は、内燃機関の回転速度を歯車の組合せで主ポンプの回転速度に減速するとともに、内燃機関の水平軸をポンプの垂直軸に連絡して、動力を伝達するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	油圧クラッチ内蔵型直交軸傘歯車減速機	水冷
(2) 減速比	約 1:4	
(3) ポンプ回転速度	約 190 min ⁻¹	
(4) 潤滑及び冷却方式	強制潤滑、水冷式	
(5) 台数	1 台	

3 構造概要

本機は、内燃機関の回転速度を、歯車の組合せでポンプの回転速度に減速すると共に、内燃機関の水平軸をポンプの垂直軸に連結して動力を伝達するもので、振動や騒音が少なく、円滑に運転できる構造とする。

また、傘歯車減速機には油圧クラッチによるクラッチ機構を設け、油圧クラッチの嵌合時間は5秒以上とする。

4 製作条件

使用状態、据付条件等を十分考慮し、歯車の製作は日本産業規格(JIS)に基づくこと。スラストを減速機で受ける為、強力な軸受を使用し、長時間の連続運転に耐える構造とする。

5 各部の構造

(1) ケーシング

ケーシングは、全閉で油留めを兼ねるものとし、外部への油漏れのない構造で、内部点検用の透明板を取付け、分解が簡単な構造であること。

(2) 歯車

歯車は、使用状態に適合する長質な材料を使用し、歯面には精密な加工(JISB1702、JISB1704)を施して強度的にも十分で、騒音の少ない連続運転が行えるものとする。

(3) 軸及び軸受

軸は、負荷の変動等を十分に考慮する。軸受はころがり軸受又はすべり軸受を使用して円滑なる潤滑ができる構造とする。

(4) 潤滑方式

歯車及び軸受に対する潤滑油の供給は、強制循環給油方式とする。なお、油潤滑冷却装置が必要な場合は、長時間の連続運転に耐える信頼性の高いものを設置すること。

(5) 冷却方式

油冷却方式は水冷式とする。

6 使用材質

ケーシング	鋳鉄または鋼板製
歯車	特殊鋼
ピニオン	特殊鋼
軸	炭素鋼

なお歯車には必要に応じて、高周波焼入または、浸炭焼入表面処理を行う。

7 保護装置

(1) 機械的保護装置

ディーゼル機関と減速機の上に可とう継手を設ける。

(2) 電氣的保護装置

操作条件として故障、警報を出す。

8 運転概要

起動条件を満足して起動指令を受けて、起動用潤滑ポンプを起動した後、ディーゼル機関を起動し、動力を伝達する。

9 試験及び検査

試験及び検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

10 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

11 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

12 他工事との区分

原則として機械設置のための一部はつり工および孔部分の復旧工事は本工事に含む。

13 標準付属品

(1)	起動用潤滑油ポンプ	1	台
(2)	内蔵潤滑油ポンプ	1	台
(3)	ウイングポンプ	1	台
(4)	油冷却器	1	式

(5)	ストレーナ	1	式
(6)	温度計	1	式
(7)	油面計	1	式
(8)	圧力計	1	式
(9)	流水継電器	1	個
(10)	潤滑油温度継電器	1	個
(11)	圧力開閉器又は油流継電器	1	個

14 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
- (2) 既設重量（減速機本体）28.60t とする。
- (3) 既設原動機での更新 No.1 雨水ポンプ始動の保証について
本ポンプ駆動用原動機は既設機関流用である。本工事において No.1 雨水ポンプ用減速機の型式が流体継手付き直交軸から油圧クラッチ付き減速機に更新されるため製作に先立ち始動特性の確認を行い確実な始動を保証すること。
- (4) ねじり振動検討書の提出および既設機関の改造
本工事の落札者は契約後速やかに更新する No.1 雨水ポンプ、No.1 雨水ポンプ用減速機および既設 No.1 雨水ポンプ用ディーゼル機関のねじり振動検討書を提示し、改造が必要な場合、別途協議とする。
- (5) 既設 No.1 雨水ポンプ用ディーゼル機関の概略仕様
製作者 : ヤンマーパワーテクノロジー株式会社
型番 : 6EY26LW
定格出力 : 1030kW
回転速度 : 720min⁻¹

第3節 冷却水ポンプ

1 使用目的

本ポンプは、雨水ポンプ用減速機、雨水ポンプ用原動機に必要な上水を高架水槽へ揚水するものである。

2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	水中モーターポンプ	
(2) ポンプ口径	150 mm	
(3) 吐 出 量	2.6 m ³ /min	
(4) 全 揚 程	29 m	
(5) 回 転 速 度	3450 min ⁻¹	
(6) 用 途	各機器の冷却水用	
(7) 電動機出力	22 kW×2P	全密閉水封式 (キャンド型)
(8) 台 数	2 台	

3 使用材質

ケーシング	F C 2 0 0
羽根車	C A C 4 0 6
主軸	S U S 4 0 3

4 試験及び検査

試験及び検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

5 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

6 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

7 標準付属品（1台につき）

(1) ベースプレート（基礎ボルト・ナット含む）	1 式
(2) 連成計	1 個
(3) 排気弁	1 個
(4) 逆止弁	1 個

- | | | |
|-----|--------|-----|
| (5) | 手動仕切弁 | 1 個 |
| (6) | 水中ケーブル | 1 本 |

8 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
- (2) 既設重量（ポンプ本体）0.69t とする。

第4節 燃料移送ポンプ

1 使用目的

燃料移送ポンプは、地下燃料貯油槽より燃料小出槽へ燃料を移送するためのものである。

2 仕様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	ギヤーポンプ (安全増防爆形モーター／フランジ付)	
(2) 口 径	25 mm	
(3) 吐 出 量	58 L/min	
(4) 吐 出 圧 力	0.25 MPa	
(5) 電動機出力	1.5 kW×4P	
(6) 電 源	220V×60 Hz	
(7) 台 数	2 台	

3 各部の構造

- (1) 軸封部の構造はメカニカルシール方式とする。
- (2) 連成電動機は安全増防爆形とする。

4 使用材質

ケーシング	F C 製
歯車	炭素鋼
軸	炭素鋼
配管	S G P
弁類	F C M B、F C D 又は S C 製

5 試験及び検査

試験及び検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

6 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

7 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

8 標準付属品（1 台につき）

（1）	共通台床	1 台
（2）	基礎ボルト・ナット	1 式
（3）	軸接手及びカバー	1 組
（4）	逆止弁	1 個
（5）	連成計	1 個
（6）	ウイングポンプ	1 式

9 特記事項

- （1） 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
- （2） 既設重量（ポンプ本体）0.03t とする。

第5節 燃料小出槽

1 使用目的

燃料小出槽は、原動機へ燃料を供給するために、燃料を一時貯留するものである。

2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	鋼板製角形槽（SS400）	4.5mm 厚以上
(2) 有効容量	975 L	
(3) 数 量	2 基	

3 構造概要

燃料小出槽は、屋外燃料貯油槽より上部で、燃料小出槽の底部が機関燃料噴射ポンプより高い位置に設置するものとする。燃料小出槽には見やすい位置にレベル計（単位目盛板）を設けるものとする。

4 各部の構造

- (1) 本体は、鋼板製溶接構造にして角型とし架台は設けない。また、2基の燃料小出槽は互いに連通させるものとする。
- (2) 本体には、点検蓋、注油口、給油口、リターン口、通気口、ドレン抜き、油面計、フロートスイッチ、梯子等を具備するものとする
- (3) 燃料小出槽は既設3階の専用タンク室内に設置する。

5 試験及び検査

試験及び検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

6 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

7 据付

機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

8 標準付属品

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) フロート及びフロートスイッチ | 1 式 |
| (2) 基礎ボルト・ナット（SS400） | 1 式 |
| (3) 油面計 | 1 式 |
| (4) ドレン弁、給油弁 | 1 式 |
| (5) 通気口 | 1 式 |

9 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。

(2) 既設重量（機器本体）0.25t とする。

第6節 天井クレーン用駆動装置

1 使用目的

天井クレーンは、ポンプ設備等の建屋内に設置し、横行、走行、巻上（巻下）の全部又は一部を電動機駆動により行い、ポンプその他機器の据え付け、組み立て、保守及び点検用に使用するものである。

2 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動式天井走行クレーン	
(2) 定格荷重	35 t	試験荷重 43.75t
(3) 巻上高さ（有効）	約 13 m	
(4) 電源・周波数	220V 60 Hz	
(5) 巻上速度	1.6 m/min	
(6) 横行速度	10 m/min	
(7) 走行速度	20 m/min	
(8) 巻上電動機	13 kW	
(9) 横行電動機	1.5 kW	サイクロ式減速機 減速比 1:29
(10) 走行電動機	3.7 kW	サイクロ式減速機 減速比 1:11
(11) 走行距離	約 40 m	
(12) 数量	1 基	

なお、本工事では走行用駆動装置および横行用駆動装置を更新とする。

3 試験及び検査

試験及び検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行う。

4 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

5 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。その他については機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとする。

6 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とする。
- (2) 既設重量は横行用駆動装置 0.07t、走行用駆動装置 0.13t とする。

第7節 天井クレーン点検

1 目的

本工事で機器等の搬出入を行う際に既設クレーンを使用するに当たって、法定点検を行うものとする。

2 点検項目

- (1) 走行レール
- (2) ガータ及びサドル
- (3) 走行装置
- (4) 押し釦SW
- (5) 電磁接触器
- (6) ブレーキ
- (7) ワイヤー、チェーン
- (8) ロードブロック
- (9) ケーシング
- (10) トロリー
- (11) ホイスト
- (12) 機内配線
- (13) 荷重試験(定格荷重の1.25倍)
- (14) たわみ量
- (15) 電流値
- (16) モータ絶縁抵抗値
- (17) その他検査に必要な項目

第8節 ルーズフランジ短管

1 使用目的

主ポンプの吐出側に設けるものである。

2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
面間参考寸法	2000A×1288 L	
フランジ規格	JIS B2062 7.5K	
本 数	1 本	

3 構造概要

雨水ポンプと吐出弁の間に設ける。

4 製作条件

管は、JIS G5501の規格に準ずるねずみ鋳鉄製で欠点なく鋳造された鋳肌滑らかなもので、水圧試験に合格したものとする。

管の継手はすべてフランジ継手とし強固に締め付けるものとする。また、塗装については、工場塗装とする。

5 使用材質

吐出管	F C 2 5 0
ルーズフランジ	S S 4 0 0

6 試験及び検査

吐出管及び材料は、製作工場にて耐水圧試験、寸法検査を行うものとする。

7 塗装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書によるものとする。

8 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行うこと。

9 特記事項

- (1) 機器製作における現場での寸法測定費用などは業者負担とし、面間寸法については吐出管及び更新ポンプ本体との整合を図り、現地実測のうえ詳細を決定し、監督員の承諾を得たのちに製作すること。
- (2) 既設重量は3.07tとする。

第9節 電気設備機器仕様

1 工事概要

本工事は、桜橋ポンプ場の No.1 雨水ポンプ更新に伴う盤改造およびこれに伴う配線工事を行うものである。

2 工事範囲

(1) 改造機器

- ア A 系統補助継電器盤改造 (RY-A11～A13)
- イ No.1 雨水ポンプ盤改造 (LR1)
- ウ シーケンスコントロール盤 1 改造 (A1)

(2) 試験・調整・配線

- ア 改造機器の試験・調整
- イ その他、上記に伴う諸経費の一切を含む

3 機器仕様

(1) A 系統補助継電器盤改造 (RY-A11～A13)

- ア 数 量 1 式 (3 面)
- イ 改造内容
 - (ア) No.1 雨水ポンプの潤滑水関連の連動回路の休止を行う。 1 式
 - (イ) No.1 雨水ポンプの更新に伴い、回路の変更を行う。 1 式
 - (ウ) その他必要なもの 1 式

(2) No.1 雨水ポンプ盤改造 (LR1)

- ア 数 量 1 式
- イ 改造内容
 - (ア) No.1 雨水ポンプの更新に伴う回路の変更を行う。 1 式
 - (イ) その他必要なもの 1 式

(3) シーケンスコントロール盤 1 改造 (A1)

- ア 数 量 1 式
- イ 改造内容
 - (ア) No.1 雨水ポンプの更新に伴い、回路の変更を行う。 1 式
 - (イ) その他必要なもの 1 式

第10節 塗装

その他、特記仕様無き箇所の塗装については日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

第 1 1 節 その他

1 基礎工

(1) 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置 場所	主 寸 法	数量	備 考
1	No.1 雨水ポンプ 用基礎	B1F		1 式	—
2	No.1 雨水ポンプ 用減速機用基礎	1F		1 式	—

2 配管

(1) 配管仕様及び施工範囲

番号	配 管 名	材 質	管 口 径	施 工 範 囲	備 考
1	冷却水管	SUS304 Sch20S	80A	既設取合点 ～No.1 雨水ポンプ用減速機	——
2	冷却水戻り管	SGPW-EG	125A	No.1 雨水ポンプ用減速機 ～冷却水槽	——
		SUS304 Sch20S	80A		

第3章 撤去工

1 撤去機器

(1) 撤去機器

番号	名 称	形 式	数 量	備 考
1	No.1 雨水ポンプ	2 床式立軸斜流ポンプ 口径 2000mm×532m ³ /min×7.5m	1	既設重量 約 57.17t
2	No.1 雨水ポンプ 用減速機	油圧クラッチ内蔵型直交軸傘 歯車減速機 1400PS×720/190 min ⁻¹	1	既設重量 約 28.60t
3	冷却水ポンプ	水中モーターポンプ 口径 150mm×2.6m ³ /min×29m×22kW	2	既設重量 約 0.69t
4	燃料移送ポンプ	ギヤーポンプ 口径 25mm×58L/min×2.5MPa×1.5kW	2	既設重量 約 0.03t
5	燃料小出槽	鋼板製角形槽 975L	2	既設重量 約 0.25t
6	天井クレーン用 駆動装置	(横行用) サイクロ式減速機 減速比 1:29 10m/min (走行用) サイクロ式減速機 減速比 1:11 20m/min	各 1 台	既設重量 (横行用)約 0.07t (走行用)約 0.13t

2 特記事項

- (1) 雨水ポンプ撤去時に止水が必要な場合は既設の蓋を使用するものとする。
- (2) アスベスト含有部品を撤去する際は十分に湿潤し、飛散しないように努めること。

3 撤去配管

(1) 配管仕様及び施工範囲

番号	配 管 名	材 質	管口径	施工範囲	備 考
1	潤滑水管	SUS304 Sch20S	50A	既設取合点 ～No.1 雨水ポンプ	——
2	潤滑水戻り管	SUS304 Sch20S	65A	No.1 雨水ポンプ ～冷却水槽	——
3	冷却水管	SUS304 Sch20S	80A	既設取合点 ～No.1 雨水ポンプ用減速機	——
4	冷却水戻り管	SGPW	125A	No.1 雨水ポンプ用減速機 ～冷却水槽	——
		SUS304 Sch20S	80A		

第4章 仮設工

1 仮設工

機器の搬出入時の際に仮設ステージが必要となる。

形状寸法：参考寸法 W3.0m×L4.8m×H1.2m

主要部材：本体H形鋼、一般構造用圧延鋼等

第5章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日は、土、日曜日、祝祭日及び監督員の指示する日は休工とし、作業時間は8時30分から17時00分までとする。時間外及び休日作業を行う時は、事前に書面で提出し本市監督員の承諾を得ること。

3 仮設

既設施設の運転、維持管理等に支障が無いよう仮通路等を確保すること。なお、当該施工箇所止水のため、止水蓋の設置時期については、本市監督員と協議のうえ決定すること。また、施工箇所が作業性の悪い場所であることから作業にあつては換気等に十分に配慮し施工すること。

4 他工事との区分

本工事に係る全ての土木工事等は本工事に含むものとし、主なものは以下のとおりとする。

(1) 土木工事

ア 機械コンクリート基礎、研り工及び孔部分の復旧。

イ コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用孔研り及びその復旧。

ウ 据付部以外のモルタル仕上げとアンカーボルト埋込および埋込用の無筋コンクリートまたはモルタル、各機器据付調整用無筋コンクリート、型枠。

エ 据付開口部及びその他機器廻り開口部の仕舞。

(2) 電気設備工事

ア 本工事に伴う電気配管、配線及び端末処理。

イ 機器設置の都合により既存機器類の移設に伴う機器廻りの電気配管、配線の撤去の復旧。

(3) その他

現場の機器等の設置状況において設備に不都合が生じた場合においてはその詳細を協議し施工範囲を確定するが、原則として本工事に含む。

5 発生材の処分

- (1) はつり作業において発生するコンクリートガラ等については処分費が計上されているので、リサイクルを目的とする中間処分場に搬入するなどにより有効かつ適正に処分すること。
- (2) 金属類の発生材（金属類のスクラップは経費を控除している）及び上記コンクリートガラ等についての処分にあつては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。
- (3) やむを得ず発生材を廃棄物として処分する場合にあつては、その中間処分の経過はもとより最終処分に至る経過を十分把握すると共に関係法令に従い適正に処分すること。

6 現場施工の時期

本工事施工にあつては、大雨等における既存施設の運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能を損なわないよう留意し施工すること。

7 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は、既存図書の該当部の差替え、あるいは新規に既存図書の統廃合を行い整理するものとし、その整理部数及び作成内容等の詳細にあつては本市監督員の指示に従い作成すること。

なお、この場合、本工事施工に該当する完成図書（国庫補助対象事業としての完成図書）を1部、別途作成すること。

第6章 前金支払及び部分払に関する事項

【前金の支払に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、各年度出来高予定額（請負代金に各年度出来高予定額の割合を乗じた額）の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

なお、令和7年度以降の前払金については、前年度出来高予定額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

各年度出来高予定額の割合については、【部分払に関する事項】に示す。

【部分払に関する事項】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、5回以内とする。これには、各年度精算払1回を見込むものとする。

支払額は、各年度支払い限度額（各年度出来高予定額の10分の9）の範囲内で工事出来高部分に相応する請負代金相当額の10分9以内の額とする。

なお、工事における各年度出来高予定額の割合は次のとおりとする。

令和6年度 0.4%程度

令和7年度 1.3%程度

令和8年度 98.3%程度

第7章 工事施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写しを添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の一例>

主任・監理技術者	
写真 2 c m × 3 c m 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○株式会社 印

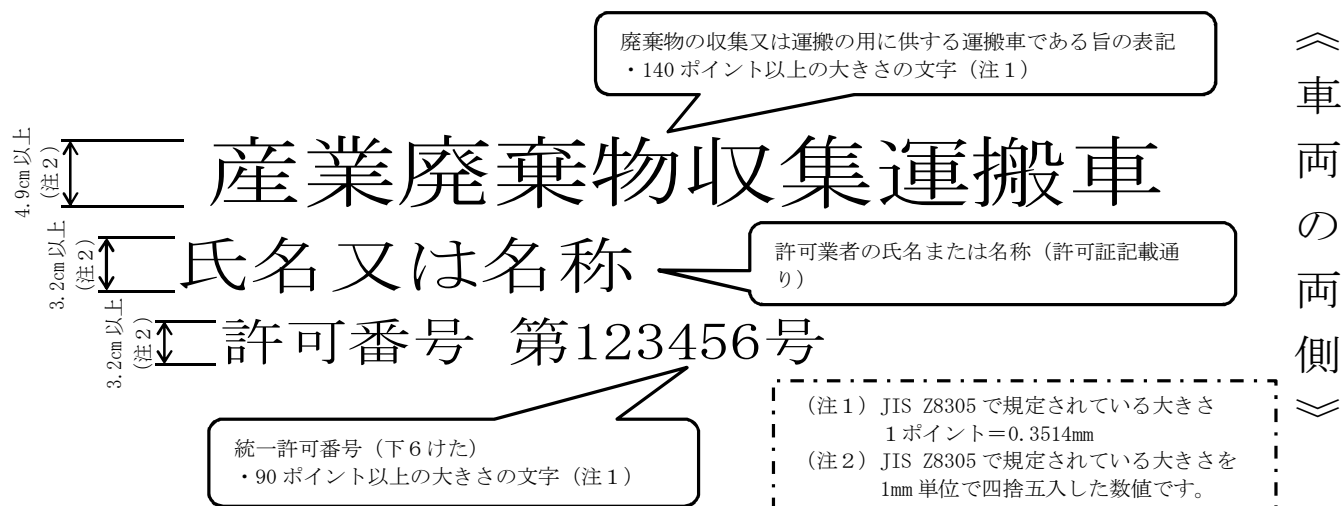
注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の社印とする。

【産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け】

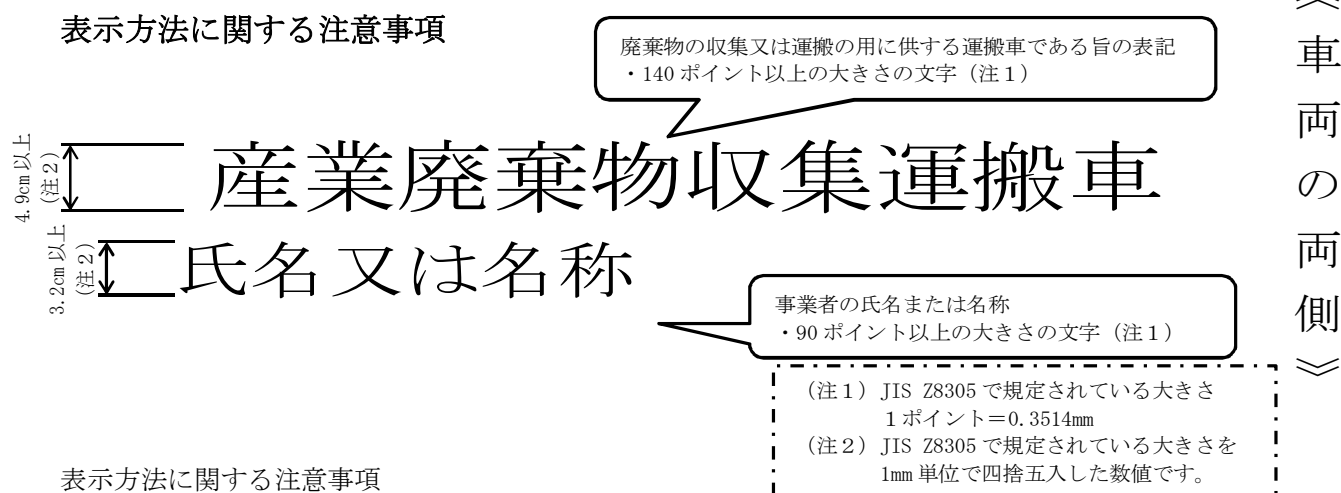
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートに車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で、表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字、数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仕 様 関 係	☒ 共通の仕様	☒ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。
		☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年11月1日））
		☒ 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。
		☒ 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。
		☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。
		☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用
	☐ 公園工事の仕様	☐ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書（令和5年5月）に準ずること。
		☐ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和3年7月）に準ずること。
工 程 関 係		☐ その他（ ）
	☐ 別途工事との工程調整が必要あり	☐ 調整項目（ ） ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工方法（ ） 施工時期及び施工時間（ ）
		☐ 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。
		☐ 工種（ ）について、事前に（ ）警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、（ ）年（ ）日）までに変更します。
		☐ 協議が必要な機関名（ ） （ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協定が必要な機関名（ ） （ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占有物件との工程調整の必要あり	☐ 占有物件名（ ） （ ） ガス（ ）水道（ ）ガス（ ）その他（ ）
	☒ 支障物件の移設	☒ 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。
	☒ 地下埋設物等の損害	☒ 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講ずること。
	☐ 官公庁への手続き等	☐ 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。
	☒ 通学路確認	☒ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。
		☐ 部分使用 部分使用箇所（ ） 部分使用時期（ ） 部分使用目的（ ） 部分引渡し指定部分（ ） 部分引渡し時期（ ） その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. 月頃 ☐ 別添協議） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月頃 ☐ 別添協議）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ☐ 別添協議） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ☐ 別添協議） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ☐ 別添協議） ☐ その他（ ☐ 別添協議）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ☐ 別添協議） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ☐ 別添協議） ☐ 施工時期（ ☐ 別添協議）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前調査 ☐ 近接家屋の事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ☐ 別添協議） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ☐ 別添協議）
		☐ 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。
	☐ 地下水位低下	☐ ウェルポイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ☐ 別添協議）	
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ☐ 別添協議） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ☐ 別添協議） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ☐ 別添協議） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ☐ 別添協議） ・制限内容（ ☐ 別添協議）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ 掘削（床掘り）	☐ 図面に表記した掘削及び床掘ラインは、数量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。
	☒ 作業後の現場確認	☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分すり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ 別添協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ 別添協議）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	☒ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	☒ 新規入場者教育	☒ 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離 L＝ km、 ☐ その他（ ））
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書（ ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
		☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
		☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☒ 再生資源利用計画	☒ 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 再生資源利用促進計画	☒ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
	☒ 産業廃棄物処理	☒ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。
工事用道路関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 一般道路（納入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
		☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ その他（ ）	☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ その他（ ）

（注） 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
施 工 条 件	☐ 災害復旧	☐ 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
	☐	☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所 () 期間 () その他 ()
	☐ 現場発成品あり	☐ 品名 () 数量 () 保管場所 () その他 ()
	☐ 支給品あり	☐ 品名 () 数量 () 引渡場所 ()
	☐	☐ 時期 (令和 年 月 日) その他 ()
	☐ 現場密度の測定の指定あり	☐ 開削埋戻しの品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、測定は、延長10.0m毎に測定することとし、測定位置は、埋戻し深さの1/2程度とする。また、測定頻度は1回（3試料）以上とし、縦断方向に3試料を測定すること。なお、測定費用は受注者の負担とする。
	☐	☐ 立坑埋戻しの現場の品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、埋戻し深さが5m未満の立坑の試験位置は、埋戻し深さの1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とし、試験頻度は1回（3試料）以上とする。埋戻し深さが5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回（3試料）以上とする。なお、費用は受注者の負担とする。
	☐ 砂基礎材料	☐ 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。
	☐ 埋戻し材料	☐ 【購入土】掘削土（現場発成品）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。
☐	☐ 【流用土】掘削土（現場発成品）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。	
☐ 公共ます	☐ 公共ます設置位置申請書等に基づき設置すること。また、施工前に必ず申請者及び使用者に設置位置等を再度確認し、承諾後に施工すること。	
☐	☐ 申請者及び使用者より設置位置等の変更の申し出があった場合は、監督員に報告し、処理対応方法について、監督員の指示を受けること。	
☐	☐ やむを得ず管止めとなる場合は、その理由を明確にし、申請者に説明するとともに監督員の承諾を得た後に管止めとする。また、管止めの位置がわかるようにピン等で表示するとともに本市指定の管止め調書に状況がわかる写真を添付し、監督員に提出すること。	
☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法 () ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他 ()	
☐	☐ 引渡場所 () ☐ 別添図等 ☐ 別添図等 ☐ その他 ()	
☒ 現場パトロール	☒ 数量 () 運搬距離 (L = km)	
☐ その他 ()	☐ 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。	
工 事 支 障 物 件 関 係	☐	☐ その他 ()
	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名 () ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他 ()
	☐	☐ 移設時期 () 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議
	☐	☐ 防護 ()
監督の区分	☐ その他	☐ その他 ()
	☒ 一般監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】
	☐ (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。)	☐ 全ての工種に適用する。
仮設備関係	☐ 重点監督	☐ 対象工種 ()
	☐ 仮設備の設置条件あり	※これ以外は、一般監督とする。 ☐ 使用期間及び借地条件 () ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議
	☐	☐ 転用あり () ☐ 兼用あり () ☐ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 水替工（縮切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり
		① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数：
		② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
再生材使用関係	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラックジャラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂（ ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 (認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）)
	☐ その他（ ）	☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名： 間伐材製工事用パブリケード・看板・標示板) ☐ その他（ ）
	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。
	☒ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
	提出書類	☒ 工事完成報告書
☒ 完成写真		☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上部・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）
☒ 施工計画書（作業主任者）		☒ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。
☒ 施工体制台帳		☒ 工事を施工するために下請契約（一次の下請負人となる警備業者との契約含む）を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
提出書類	☒ 部分下請通知書	☒ 工事の一部において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができ。
	☒ 工事使用材料	☒ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認（提示及び提出）は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。
	☐ 本管TV調査結果	☐ 管架敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合、速やかに監督員に報告し、適切に処置すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
電子納品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 5 年 7 月改訂）を適用
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（ ）	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） ☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険） ☐ その他（ ）	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	☒ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用にも努めること。 （津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）
配慮依頼事項	☒ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用	下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	☒ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用	資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。
	☒ 建設機械、機器等の借入れ	建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れることに配慮すること。
	☒ 使用人等において市民の活用	業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
特例監理技術者の設置	☒ 特例監理技術者の設置	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書【特定管理技術者等の配置】に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）
津市公契約条例	☒ 津市公契約条例に関する特記	締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができ、 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.9

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市公契約条例	☒ 労働環境の確保に係る誓約事項	☒ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
暴力団等の不当介入の排除等	☒ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	☒ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者等(以下「暴力団等」という。))の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。))は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。 5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。 6 建設キャリアリアアップシステムの活用 建設キャリアリアアップシステム（以下 CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.10

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市工事請負の 地元調整	☒ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 ☐ その他（ ）	☒ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と及特記仕様書の「受注者は、工事の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事的目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事的目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておくなければならない。
津市工事請負の 地元調整	☐ その他（ ）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の運用について
 - (1) 受注者は、運用対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
 - (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。
 - (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
 - (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。
 - (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 0 4 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。